

仕 様 書

1 概要

(1) 業務名

定期券発売所混雑整理業務

(2) 目的

- ア 定期券発売所利用客及び近隣施設利用者の安全確保
- イ 定期券発売所利用客に対する窓口への誘導、整列及び混雑整理
- ウ 定期券発売所付近の導線確保
- エ 近隣商店の出入口通路の確保
- オ 下記「2 履行場所」における発売所にて行列の最大人数の計測
- カ 各定期券発売所における待ち時間計測を目的とした利用客への指定用紙配布

2 履行場所

履行場所	所在地
大通定期券発売所	札幌市中央区大通西2丁目 電話：011-221-5334
北24条定期券発売所	札幌市北区北23条西4丁目 電話：011-757-6131
真駒内定期券発売所	札幌市南区真駒内17 電話：011-583-7969
琴似定期券発売所	札幌市西区琴似1条5丁目 電話：011-643-6921
白石定期券発売所	札幌市白石区東札幌2条6丁目 電話：011-863-6304
新さっぽろ定期券発売所	札幌市厚別区厚別中央2条5丁目 電話：011-891-4133
環状通東定期券発売所	札幌市東区北15条東15丁目 電話：011-784-2030
福住定期券発売所	札幌市豊平区月寒東1条13丁目 電話：011-853-4154
宮の沢定期券発売所	札幌市西区宮の沢1条1丁目 電話：011-666-8826

3 履行期間

契約締結日から令和4年5月31日（火）まで

- (1) 大通駅（雑踏警備員資格1級または2級保有者を少なくとも1名配置）

業務実施日程（人数3名）	
令和4年3月	3月26日（土）～3月31日（木）
令和4年4月	4月1日（金）～4月13日（水）
令和4年5月	5月6日（金）～5月10日（火）

- (2) 琴似駅、新さっぽろ駅、福住駅、環状通東駅、真駒内駅
（雑踏警備員資格1級または2級保有者を少なくとも1名配置）

業務実施日程（人数2名）	
令和4年4月	4月1日（金）～4月2日（土）
	4月4日（月）～4月8日（金）
	4月11日（月）

- (3) 白石駅、北24条駅、宮の沢駅
（雑踏警備員資格1級または2級保有者を少なくとも1名配置）

業務実施日程（人数2名）	
令和4年4月	4月4日（月）～4月8日（金）

4 業務実施日程及び配置人数

別紙のとおり

5 業務内容

- (1) 事前準備

警備員の配置、業務内容及び留意事項について、事前に委託者と打ち合わせることとし、受託者が各日配置する従事者へ引き継ぐこと。

- (2) 業務内容詳細

ア 各定期券発売所共通

- ① 定期券発売所利用客が近隣施設利用者の通行の妨げとならないように注意を払うこと。
- ② 定期券発売所利用客の行列が乱れないように注意を払い、行列の長さにより、適宜前へ詰めさせる等、定期券発売所利用客へ声掛けを行うこと。
- ③ 先頭に配置された警備員は、窓口係員の合図に従い、各窓口へ定期券発売所利用客を割り振ること。
- ④ 最後尾に配置された警備員は、購入に係る所要時間確認のため、指定された用紙を30分ごとに定期券発売所利用客へ配付すること。
- ⑤ 各日、ベルトパーテーションポールを各定期券発売所責任者の指示に従い設置、撤去すること。
- ⑥ 本業務を行う警備員の資質について委託者が不適切と判断した場合は、委託者及び受託者による協議を行い、当該警備員を本業務に従事させない措置を講じること。この場合、受託者は直ちに代替警備員を

配置するとともに、本業務の品質低下防止措置を講じること。

イ 大通定期券発売所

- ① 列整理要員として配置された警備員は、本業務において行列の分断が必要となった場合に、通行客の動線を確保すること。
なお、この場合、警備員は行列を分断した場所に留まり、引き続き列整理を行うこと。
- ② 最後尾に配置された警備員は、「最後尾」と記載されたプラカードを掲げること。
- ③ 営業開始時、営業終了時及び1時間ごとに行列の最大人数を計測し、営業終了後に各定期券発売所責任者へ報告すること。

ウ 大通定期券発売所以外の定期券発売所

- ① 営業開始時、営業終了時及び1時間ごとに行列の最大人数を計測し営業終了後に各定期券発売所責任者へ報告すること。
- ② 行列最後尾に並ぶ定期券発売所利用客に対し、申込用紙記載の確認を行うとともに、申込用紙に記載していない定期券発売所利用客には記載台で記入してから並ぶように案内すること。

(3) 業務報告

各日業務終了後、当該日ごとの混雑整理状況（業務開始時間、業務終了時間、特記事項、警備員氏名等）について任意の報告書を作成し、各定期券発売所責任者に提出すること。

(4) その他

- ア 本業務を履行するにあたり、受託者及び警備員は、業務実施場所における責任者の指示に従うこと。
- イ 業務中は、各定期券発売所にて配布する駅構内案内図を携帯すること。
- ウ 不明な点があれば、各定期券発売所職員に確認すること。
- エ 各定期券発売所においては、別途一般財団法人札幌市交通事業振興公社が配置する案内スタッフと事前に打ち合わせのうえ、連携を図り業務にあたること。

6 服装及び名札の着用

警備員の服装及び名札は、受託者が制定したものを使用すること。なお、業務従事に必要な服装及び名札については、すべて受託者が準備及び負担すること。

- (1) 制服、制帽
- (2) 名札
- (3) その他警備上必要なもの

また、駅利用者には不快感を与えないよう、服装は常に清潔な状態で着用し、接遇には注意を払うこと。

7 新型コロナウイルス感染症対策に係る注意事項

- (1) 警備員は、各日業務従事前には検温を行うこと。37.5℃以上の発熱が認め

られる場合は、業務への従事を行わないこと。また、体調不良を感じた場合についても従事しないこと。

- (2) 原則として勤務時間中については、必ずマスクを着用すること。また、可能な限り不織布のものを着用すること。
- (3) 勤務時間中に体調不良等を感じた場合、ただちに委託者に申し出ること。

8 提出書類

- (1) 業務着手届
- (2) 警備員名簿

警備期間内の警備員について、事前に各日における警備員名簿を定期券発売所ごとに作成し、委託者に提出すること。

- (3) 業務完了届

「3月分」及び「4・5月分」に分けそれぞれの業務実施期間終了後に提出すること。

9 支払方法

下表に基づき支払うこととする。1円未満の端数が生じた場合は、その初回（1回目）に支払うこととする。

回	業務の期間	支払比率
1回目	3月	7.0%
2回目	4月～5月	93.0%
合計		100.0%

10 警備員の責務

- (1) 業務の履行にあたり、受託者は駅構内通行人の安全には十分に配慮し、事故のないように注意を払うこと。
- (2) 業務履行中に受託者側の過失により、委託者、一般財団法人札幌市交通事業振興公社または第三者の備品、設備等に損害を与えた場合及び事故が発生した場合は、受託者の責任において対応することとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
また、受託者はその発生状況等について、直ちに委託者へ報告すること。
- (3) 警備員は、業務上知りえた秘密、情報について業務実施期間終了後も他に漏らさないこと。

11 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

12 お問い合わせ先

札幌市交通局 事業管理部営業課営業係
札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 交通局庁舎3階
電話：011-896-2724 担当：松園

